

## ～調査の流れ～



### 「地籍調査」って何？

地籍は土地の戸籍とも言われ、一筆（※）ごとの所有者・面積・地目・地番・境界を明らかにする土地の最も基本的な調査で、地元自治体が、国土調査法に基づき行います。

現在、登記所にある地図の約半数は、いまだに明治時代の地租改正時に作られた公図などを基にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするのが実態です。

「地籍調査」の結果は、登記所に送付され土地登記簿、地図が更新されます。

### 「何するの？」

#### 街区境界調査って...

今回は、「街区境界調査」を実施します。これは、一筆ごとの調査に先行して、皆さまの土地と道路等（官有地）の境界を調査、測量するものです。

公図・地積測量図・土地境界図等の境界に関する各種資料や現地にある境界石、道路等の状況を基に、皆さまと立ち会いながら境界の確認を行います。

※登記されている地番ごとの土地です。

#### ①基準点の設置

道路などに沿って、まちの骨組になる測量を行います。

#### ②境界の調査

事前案内のもと、調査員が皆さまの土地に立ち入り、土地と道路等との境界を調査・測量します。

#### ③境界確認の立会い

立会通知書を送付し、境界確認の立会いを行います。

#### ④標示杭の設置

境界確認票に署名、捺印されたあと、境界を標示するため杭等を設置します。

国土調査



国土調査

### Q&A

#### ⑤境界の測量

図面を作るため、境界杭等の位置を測量します。

#### ⑥立会いの記録

立会いの結果、得られた図面などの資料は、地元自治体で保管します。



明日に伝わる街区境界調査

- Q1 測量するのに、お金はかからないのですか？  
かかりません。測量費用は、計画機関である区市町村が負担します。
- Q2 立会いのとき、境界を確認しないとどうなりますか？  
道路や水路等との境界が、街区境界未定となります。街区境界未定の場合、後続事業の一筆ごとの調査で再度、確認願います。
- Q3 立会日時が、都合の悪いときはどうなりますか？  
連絡を早めにいただければ、調整して日時を変更します。また、立会いは代理の方（土地所有者からの委任状が必要）でも可能です。
- Q4 となりとの境界は、今回確認しないのですか？  
官民境界と民民境界が交差する”点”を確認し、測量します。
- Q5 現地確認を行わないとどうなりますか？  
区市町村から再度境界立会の通知が發送されます。それでもなお立ち会わなかった場合には、条件によっては確認を得たものとみなされる場合もあります。